平成３０年（フ）第１０２５号
東京都八王子市中野山王３丁目20―４―108
債務者　笠原佐惠子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０２８号
東京都板橋区徳丸７丁目22―10―207
債務者　青柳　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３４号
東京都品川区小山台１丁目29―１―202
債務者　佐藤　愛子（旧姓田中・長澤）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３６号
東京都品川区大井２丁目21―２―303
債務者　和田　豊子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３７号
東京都町田市図師町1362―１―201
債務者　小原　千弥
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４１号
東京都文京区関口３丁目18―２―201
債務者　貝瀬　和子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５１号
東京都荒川区南千住７丁目21―１―205
債務者　君波　千幸（旧姓大日向）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５９号
東京都墨田区立花６丁目10―４
債務者　小堀　良男
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０６２号
東京都世田谷区上用賀４丁目17―５―33
債務者　森　　美奈（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０６５号
東京都三鷹市野崎２丁目２―３―304
債務者　五十嵐貴子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０６８号
東京都大田区千鳥１丁目３―６―503
債務者　園延由美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７０号
東京都江東区南砂５丁目24―14―202
債務者　坂本　　昇
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７２号
東京都新宿区戸山２丁目10―304
債務者　徳江彌一郎
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７４号
東京都墨田区菊川２丁目３―３―102
債務者　宮守　健一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７８号
東京都多摩市諏訪１丁目48―７―212
債務者　関和　弘樹
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部